

瑞穂市 男女共同参画・まちづくりに関する 市民アンケート

平成25年12月

調査ご協力をお願い

日頃から市政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この調査は、市民の皆様にも男女共同参画に関するお考えやまちづくりに関するご意見などをお伺いし、今後の施策推進計画の基礎資料とすることを目的に実施する大切な調査です。ご回答いただく方は、市内に居住する満20歳以上75歳以下の方2,000人（男女各1,000人）を無作為に選ばせていただきました。

この調査票は無記名でご回答いただき、記入された内容は、すべて統計的な数値として処理するため、あなたのご回答やご意見が外部にもれたり、本調査以外の目的に使用することは一切ございませんので、率直なご意見をお聞かせください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入にあたってのお願い

- 封筒のあて名の方ご本人が回答してください。ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。
- 回答は、該当する番号に○を付けてください。なお、「その他」を選ばれた場合は、番号に○を付けるとともに、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
- 設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、説明にしたがって回答してください。

調査票の返送方法について

- お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、平成25年12月20日（金）までに投函してください。（切手は不要です。）

※本調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

瑞穂市役所 企画部 企画財政課

電話：058-327-4128

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなたご自身のことについておたずねします。
該当する番号に○を付けてください。

① あなたの性別は、

1. 男性	2. 女性
-------	-------

② あなたの年齢は、

1. 20歳～29歳	2. 30歳～39歳	3. 40歳～49歳
4. 50歳～59歳	5. 60歳～69歳	6. 70歳～75歳

(平成25年12月1日現在の満年齢でお答えください。)

③ あなたの職業は、次のどれにあたりますか。

(1～13のうち1つに○を付けてください。)

※出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自営業者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業(各種卸・小売店、飲食店等サービス業) 3. 自由業(開業医、弁護士等)
------	---

家族従業員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業(各種卸・小売店、飲食店等サービス業) 6. 自由業(開業医、弁護士等)
-------	---

雇用者	7. 管理職 8. 専門技術職 9. 事務職 10. 労務職	⇒	その仕事は	1. 常勤(フルタイム) 2. パートタイム (パートやアルバイト) 3. その他()
-----	---	---	-------	---

※7～10にあたる場合は、右の欄の1～3のうち1つに○を付けてください。

無職	11. 主婦・主夫 12. 学生 13. その他の無職
----	-----------------------------------

④ あなたには配偶者がいますか。(婚姻届を出していない事実婚を含む。)

(1～4のうち1つに○を付けてください。)

1. 未婚	2. 配偶者あり	3. 配偶者と離別	4. 配偶者と死別
-------	----------	-----------	-----------

次の は、すべての方がお答えください。

⑨ あなたのお住まいの地域は、

1. 生津地域（馬場・生津）
2. 本田地域（本田・只越）
3. 穂積地域（別府・穂積・稲里）
4. 牛牧地域（十九条・牛牧・野田新田・野白新田・宝江・祖父江・犀川）
5. 西地域（七崎・居倉・森・田之上・唐栗・宮田・大月）
6. 中地域（重里・美江寺・十七条・十八条）
7. 南地域（古橋・横屋・中宮・呂久）

※ 引き続き、次のページからの「男女共同参画」に関する質問にご協力ください。

問3★次にあげるAからIまでの言葉のうち、その内容について、知っているものは1に、内容は知らないが聞いたことがあるものは2に、知らないものは3に○を付けてください。

	内容を 知っている	内容は知らないが、聞いた ことはある	知らない
A 男女共同参画社会基本法	1	2	3
B ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
C ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3
D ドメスティック・バイオレンス (DV：配偶者・パートナーからの暴力)	1	2	3
E マタニティ・ハラスメント (職場における妊産婦へのいやがらせ)	1	2	3
F 配偶者暴力防止法	1	2	3
G 男女雇用機会均等法	1	2	3
H 育児・介護休業法	1	2	3
I ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3

問4★「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 「男は仕事、女は家庭」がよい
2. 男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である
3. 男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい
4. 「女は仕事、男は家庭」がよい
5. その他 ()

Ⅱ 家庭生活・結婚・家庭観についておたずねします。

問5 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見を伺います。
AからEまで、それぞれ該当する番号（1～5）1つに○を付けてください。

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わから ない
《結婚について》 A 結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい	1	2	3	4	5
《家庭について》 B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
C 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活する方がよい	1	2	3	4	5
D 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
《離婚について》 E 結婚したら、離婚してはいけない	1	2	3	4	5

次の問6は、配偶者がいる方（婚姻届を出していない事実婚を含む。）のみお答えください。

問6★ あなたの家庭では、次の家事を主に誰が分担していますか。
AからHまで、それぞれ該当する番号（1～7）1つに○を付けてください。

	夫	妻	夫婦 平等	子ども	家族 全員	その他 の人	該当 なし
A 掃除	1	2	3	4	5	6	
B 洗濯	1	2	3	4	5	6	
C 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	
D 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	
E 子どもの世話、教育・しつけ	1	2	3	4	5	6	7
F 高齢者等の介護	1	2	3	4	5	6	7
G 家計の管理	1	2	3	4	5	6	
H 自治会行事などの参加	1	2	3	4	5	6	

Ⅲ 就労・働き方についておたずねします。

次の問7からは、すべての方がお答えください。

問7★一般的に女性が職業に就くことについて、あなたはどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 女性は職業に就かない方がよい
2. 結婚するまでは、職業に就く方がよい
3. 子どもができるまでは、職業に就く方がよい
4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
5. 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい
6. 子どもができたなら職業をやめ、子育てに専念するほうがよい
7. その他 ()

問8★今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図ること
4. 年長者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について、当事者の考え方を尊重すること
5. 社会の中で、 <u>男性による</u> 家事、子育て、介護、地域での活動について、その評価を高めること
6. 労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
7. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方が可能になること
8. 男性が子育てや介護、地域での活動を行うための、仲間づくりを進めること
9. 仕事と家庭や地域でのその他の活動との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口があること
10. その他 ()
11. 特に必要なことはない

次の問10 - 1は、問10で、1又は2につけた方のみお答えください。

問10-1 では、この1年とこの2～5年については、どうでしたか。

AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）すべてに○を付けてください。

	この1年 にあった	この2～5年 にあった	5年以上 にはなかつた
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、経済的な制裁を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当があれば、
問10-2へ

↓
問11へ

次の問10 - 2は、問10 - 1で、1又は2につけた方のみお答えください。

問10-2 あなたはこの5年の間に、配偶者や交際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先を <u>すべて</u> 書いてください。 ()
2. 相談しなかった	相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号 <u>すべてに</u> ○を付けてください。 a. どこ(誰)に相談してよいかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくなかったから j. 他人に知られると、これまでどおりの付き合い(仕事や学校など人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他 ()	()

次の問11は、すべての方がお答えください。

問11 ★セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ：妊産婦への嫌がらせ）に関して、あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. セクハラ・マタハラを受けたことがある	} 問11-1へ
2. 身近にセクハラ・マタハラを受けた当事者がいる	
3. 身近にセクハラ・マタハラを受けた当事者はいない	
4. 相談を受けたことがある	} 問12へ
5. 経験はないが、知識としては知っている	
6. 経験はないが、言葉としては聞いたことがある	
7. 言葉自体を聞いたことがない	

次の問11-1と問11-2は、問11で、1又は2に をつけた方のみお答えください。

問11-1 セクハラ、マタハラを受けたのはいつ頃ですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. この1年にあった	2. この2～5年にあった	3. 5年以上前にあった
-------------	---------------	--------------

次の問11-2は、問11-1に答えた方のみお答えください。

問11-2 その時、あなたは誰かに相談しましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先を <u>すべて</u> 書いてください。 ()
2. 相談しなかった	相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号 <u>すべて</u> に○を付けてください。 a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくなかったから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他	()

次の問12からは、すべての方がお答えください。

問12★ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者・パートナーからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ：妊産婦への嫌がらせ）等の行為が社会問題となっていますが、これらの行為をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 男性に対して、DV、セクハラ、マタハラについての意識啓発を行う
2. 女性に対して、DV、セクハラ、マタハラについての意識啓発を行う
3. 法律・制度の制定や見直しを行う（罰則の強化など）
4. 犯罪の取り締まりを強化する
5. 過激な内容のビデオ、ゲーム等の販売や貸出しを禁止又は制限する
6. 被害者を支援し、暴力に反対する住民運動を盛り上げる
7. 被害者のための相談窓口、保護施設を整備する
8. 加害者に対するカウンセリングや更生を促すプログラムを実施する
9. 放送、出版、新聞などのマス・メディアが倫理規定を強化する
10. 家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる
11. その他（ ）

V 社会参画についておたずねします。

問13★女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ、女性が就くことが少ないのが現状です。このように、企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。該当する番号3つに○を付けてください。

1. 男性優位の組織運営
2. 家族の支援・協力が得られない
3. 女性の能力開発の機会が不十分
4. 女性活動を支援する人的ネットワーク不足
5. 家庭・職場・地域における性別役割分担や性差別の意識
6. 女性の側の積極性が十分でない
7. 女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない
8. 制度や税制などの社会のしくみが女性に不利にできている
9. その他（ ）

問14 女性の社会進出があまり進んでいない分野へ女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

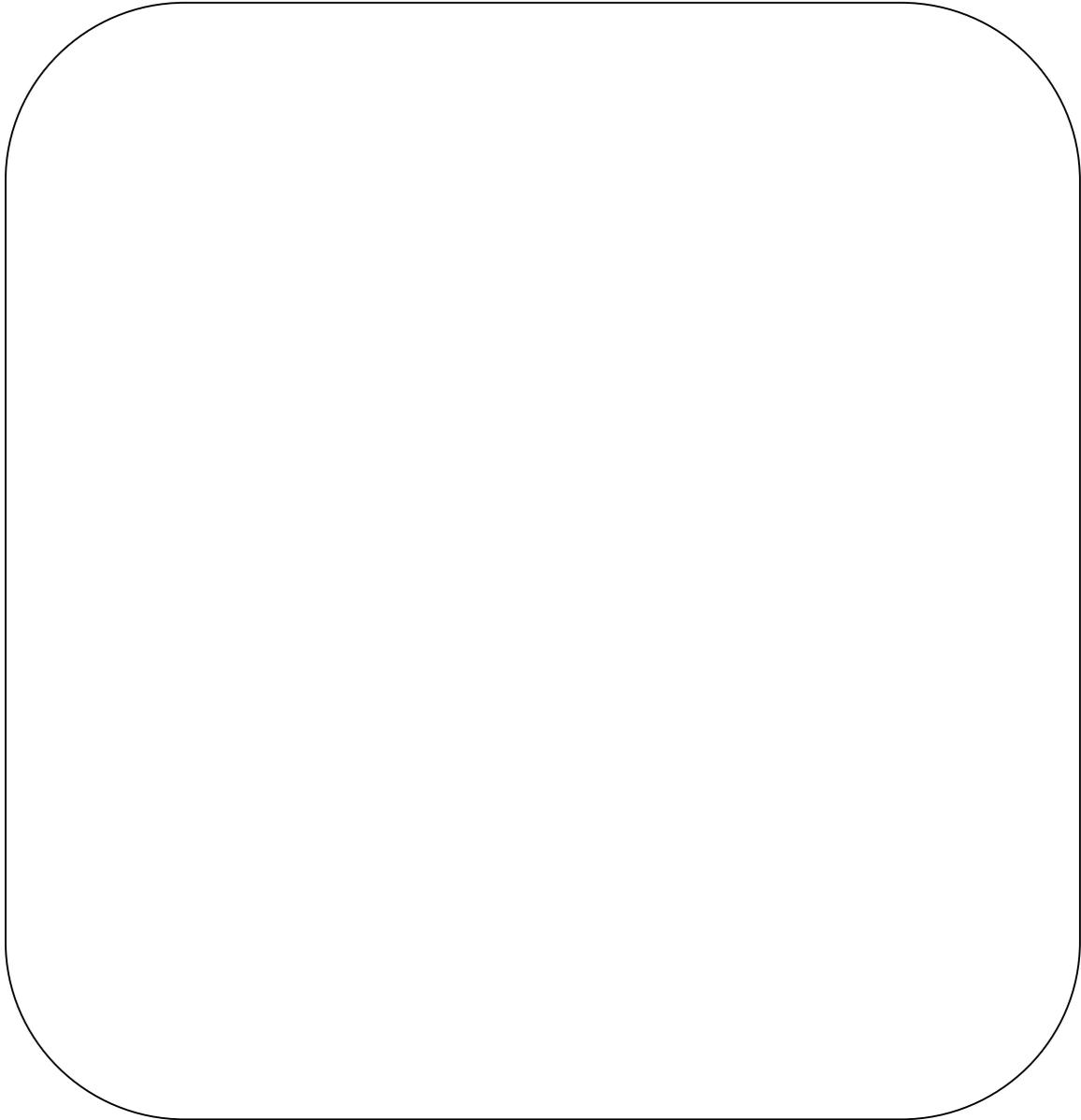
1. 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
2. 企業が自主的に、女性社員の採用や管理職への登用、教育訓練などに目標を設けて取組を進める
3. 国や地方公共団体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする
4. 理工系学部など女性の進学が少ない大学の学部への進学を促すための取組を進める
5. あらゆる専門分野において女性の研究者が増える取組を進める
6. その他（ ）

VI 市の男女共同参画社会づくりの推進施策についておたずねします。

問15★「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、行政や市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

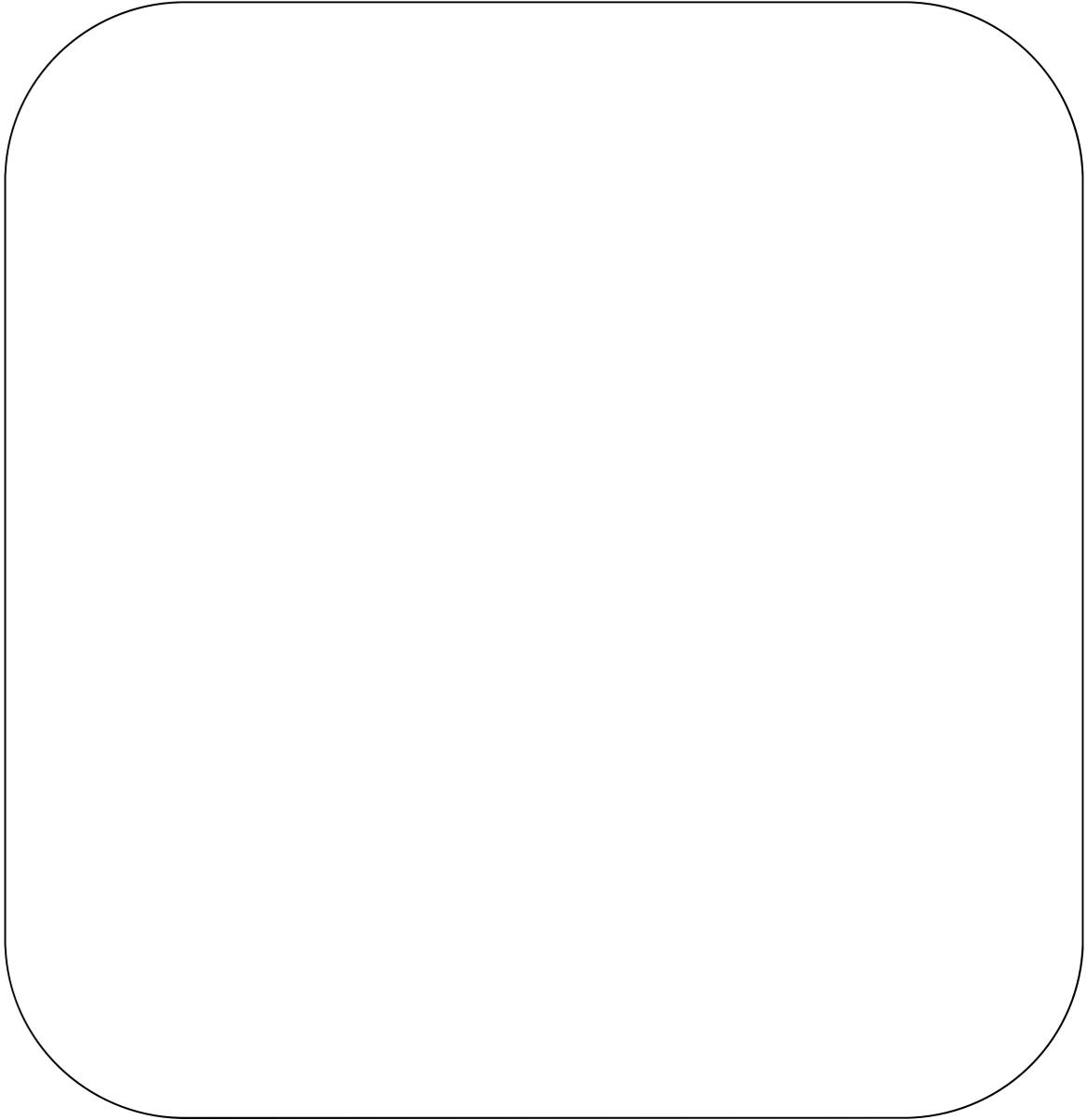
1. 男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う
2. 男性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う
3. 女性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う
4. 講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催により意識啓発を行う
5. 調査・研究機能を強化する
6. 男女共同参画推進のための拠点や相談窓口の機能を充実させる
7. 地域での自主的活動やボランティア活動を支援する
8. 男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する
9. 学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる
10. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
11. 職業能力の開発や、職業訓練機会の充実を図る
12. 法律や制度面での見直しを行う
13. 女性を政策決定の場に積極的に登用する
14. 女性に対する暴力を根絶するための施策を推進する
15. 男女の身体的特質に配慮した健康づくりを推進する
16. その他（ ）
17. 特になし

男女共同参画社会の実現などについて、ご意見やご要望などがございましたら、ご自由に記入してください。



次のページからは「まちづくりに関する市民アンケート」です。

瑞穂市の将来についてや、まちづくりに関するご意見やご要望などがございましたら、ご自由に記入してください。



調査にご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、平成25年12月20日までに投函してください。（切手は不要です。）